

令和6年度大東地区情報通信基盤整備推進事業現場技術業務委託 特記仕様書

1 業務名

令和6年度大東地区情報通信基盤整備推進事業現場技術業務委託

2 適用

本仕様書は、大東地区情報通信基盤整備推進事業（以下「本事業」という。）に係る工事において、発注者を支援する令和6年度大東地区情報通信基盤整備推進事業現場技術業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

4 本業務対象事業の概要

(1) 事業名 : 大東地区情報通信基盤整備推進事業

(2) 事業内容 : 大東地区において、情報通信基盤の高度化及び強靱化を図るため、南大東島と北大東島を結ぶ高速大容量の中継伝送路（海底光ケーブルシステム）を整備する。

調査設計及び整備工事、保守・運用、通信サービスの提供を一体的に実施することを前提に、公募型プロポーザル方式により事業者（西日本電信電話株式会社沖縄支店）を選定した。整備後は、IRU契約により民間通信事業者に設備を貸与し、民間通信事業者が中継伝送路システムの保守・運用及び通信サービスの提供を行うこととしている。

なお、本事業は令和4年度から令和7年度にかけて実施し、本業務は3年目の業務となる。公募型プロポーザル方式により選定した事業者が実施する工事（令和6年度分）に係る現場技術業務が対象となる。

(3) 対象業務・工事 :

ア 大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・陸上部）

- ・ 推進工及び開削工等を実施
- ・ 工期は令和5年7月から令和7年3月

イ 大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）※仮称

- ・ 海底光ケーブル及び伝送機器等の整備を実施
- ・ 工期は令和6年7月から令和7年12月を予定

(4) 整備箇所： 南大東島、北大東島、南大東島～北大東島間（海底光ケーブル）

(5) 整備内容： 海底光ケーブル製造・敷設 約 18km（計画）

陸上部基盤設備（開削、推進） 一式

海底光設備 一式

陸上光ケーブル設備 一式

海底光ケーブル設備 一式

(6) 事業計画： 令和4年度 事業者選定、調査設計

令和5年度 調査設計、整備工事（推進工・開削工）

令和6年度 整備工事（推進工・開削工）

〃 （ケーブル敷設、機器設置等）

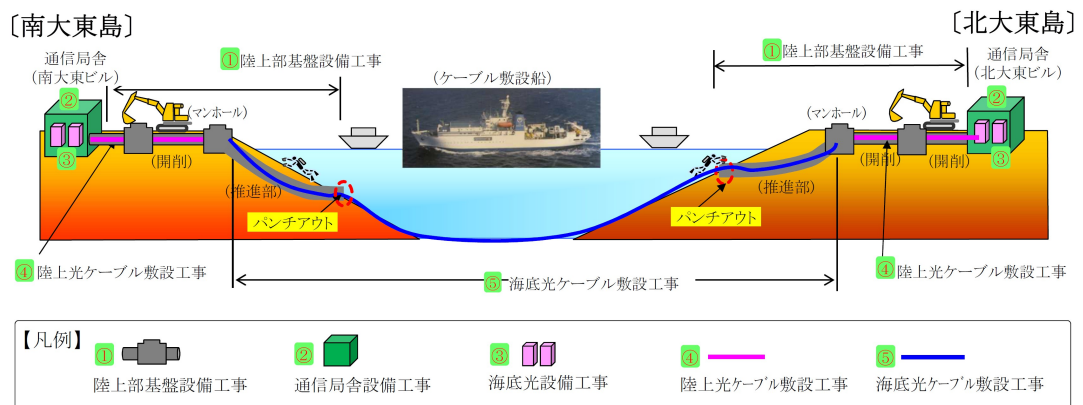
令和7年度 整備工事（ケーブル敷設、機器設置等）

【参考：整備スケジュール】

整備スケジュール（案）	R4年度				R5年度				R6年度				R7年度										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
ア 調査設計 履行期間16か月	●事業者選定 ☆契約				●部分引渡し (陸揚管路整備に係る成果品)				●成果品納品														
イ 工事施工 (陸上部) 工期21か月					●仮契約				●R5-6事業費の算出 ●6月議会議決 ●設計書確定 ☆契約														
ウ 工事施工 (海底光ケーブル等) 工期18か月									●仮契約 ●6月議会議決 ☆契約														

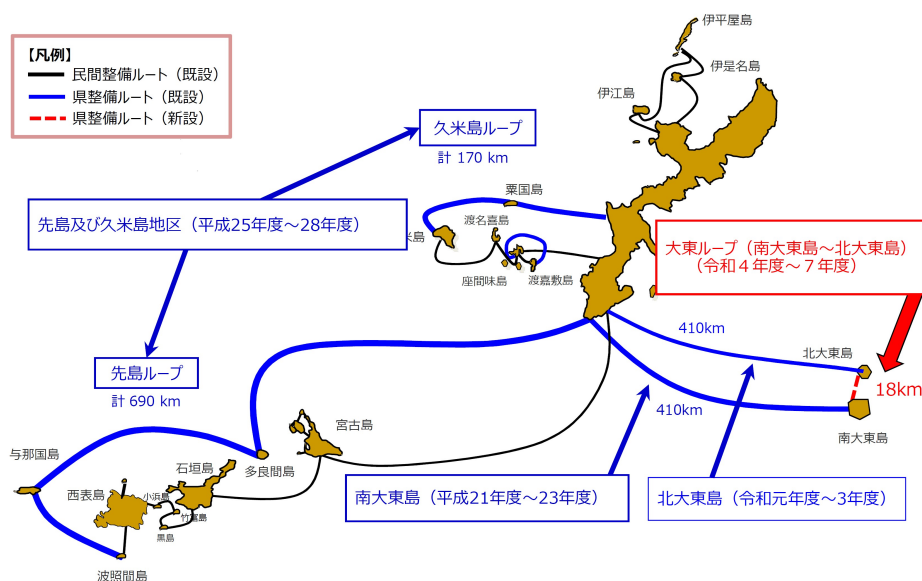
【参考：設備構成イメージ】

- ①陸上部基盤設備工事：既設通信局舎から海洋部までの、陸上区間の管路を整備。
- ②通信局舎設備工事：海底光設備(伝送装置など)を収容するための既設通信局舎に、関連設備などを設置。
- ③海底光設備工事：海底光ケーブルのシステムを構成する機器(伝送装置など)を海底及び既設通信局舎に設置。
- ④陸上光ケーブル敷設工事：既設通信局舎から海洋部までの、陸上区間の光ケーブルを敷設。
- ⑤海底光ケーブル敷設工事：ケーブル敷設船により海底区間の光ケーブルを敷設。



【参考：海底光ケーブル敷設イメージ】

沖縄県内の海底光ケーブル整備の状況



5 業務目的

本事業の実施に際し、工事の適正な施工を行うため、海底光ケーブル事業及び各種通信サービス、情報通信基盤整備に関する専門的な知識を有する事業者に対し、工事の監理を委託する。

6 共通仕様書の適用

本業務は、沖縄県土木建築部制定の「積算技術業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」、「現場技術業務共通仕様書」、国土交通省制定の「電気通信施設設計業務共通仕様書」（以下、共通仕様書という。）に基づき実施しなければならない。なお、各共通仕様書は令和6年4月時点で最新のものとする。

7 業務内容

本事業の実施に際し、次に示す内容を行うものとする。なお、受注者は発注者の方針や意向を十分に理解して発注者を支援すること。また、各業務において、疑義や問題が発生した場合は、その都度調査職員と協議し、資料作成等の支援を行うこと。

(1) 現場技術業務

本業務の施工にあたっては、沖縄県土木建築部制定「現場技術業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

「現場技術業務委託共通仕様書」に対する特記事項は、次のとおりとする。

ア 対象工事

- ①大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・陸上部）

- ・推進工、開削工
- ・対象工事における設計図書の精査を十分に行うものとする。

②大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）

- ・海底光ケーブル 製作・敷設
- ・伝送装置 製作・設置
- ・陸上光ケーブル設備

イ 委託概要

①配置技術者

管理技術者（技師A）	1人（昼間）
担当技術者（技師B）（土木）	1人（昼間）
担当技術者（技師B）（電気）	1人（昼間）
担当技術者（技師C）（土木）	1人（昼間）
担当技術者（技師C）（電気）	1人（昼間）

ウ 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までの間で、担当により次の期間を予定している。

管理技術者（技師A）	12ヶ月
担当技術者（技師B/技師C）（土木）	11.7ヶ月 ^{※4/10～履行期間予定}
担当技術者（技師B/技師C）（土木(海底)）	3ヶ月
担当技術者（技師B/技師C）（電気）	3ヶ月

エ 勤務時間及び超過勤務

- ①管理技術者（技師A）は、1.2日/月（平均）を標準とし、業務打合せは1回/月（平均）とする。
- ②担当技術者（土木）は、技師Bと技師Cを合わせて19.5日/月、超過勤務は30時間/月（平均）を標準とする。履行期間11.7ヶ月のうち、3ヶ月は、10日/月とする。
- ③担当技術者（土木(海底)）は、技師Bと技師Cを合わせて10.0日/月を標準とする。
- ④担当技術者（電気）は、技師Bと技師Cを合わせて10.0日/月を標準とする。
- ⑤勤務時間は、平日午前8時30分から午後5時15分とし、土・日曜日、祝祭日は原則として休暇とする。ただし、工事監督上特に必要な場合には、特別な理由がない限り超過勤務を行うものとする。

オ 業務に必要な自動車
必要に応じて、受託者が用意すること。

カ 勤務場所
勤務場所は、受託者の事務所等とする。

キ その他

- ①服装は現場に合った軽快なもので作業服とし、特に派手なものは避けること。
- ②安全帽・作業服・安全靴等常時身につけるものやその他必要なものは受託者で準備すること。
- ③現場における安全、その他の規律はすべて沖縄県内部規定、関係法令を適用する。
- ④土木工事共通仕様書等必要な図書は、受託者が用意すること。
- ⑤専門的知見を有する外部の有識者に弧状推進工法の施工方法の技術的検証を求める機会を設けること。

ク 業務内容について

- ①設計図書の照査
- ②工事全体計画
- ③書類の整理
- ④工事の監理
- ⑤施工監理定例会議の開催（必要に応じて）

8 業務打合せ

(1) 現場技術業務

上記 7-(1) のとおり。

9 配置技術者

(1) 管理技術者 技師 A

以下のア～ウを満たす者であること。

ア 3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること

イ 過去 10 年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

ウ 次のいずれかの要件を満たす者であること。なお、共通仕様書第 107 条第 1 項については適用しない。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（電気電子又は情報工学に限る）、電気電子部門又は情報工学部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) 1 級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者。

(ウ) R C C M（電気電子部門）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。

(イ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、10年以上の実務経験を有する者。

(オ) 発注者が上記(ア)～(イ)と同等であると認めた者。

(2) 担当技術者 技師B(土木)

以下のア、イを満たす者であること。

ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

(イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 技術士(総合技術監理部門—建設又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) RCCM(建設部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(ウ) 1級土木施工管理技士の資格を有している者。

(エ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。

(オ) 発注者が上記(ア)～(エ)と同等であると認めた者。

(3) 担当技術者 技師B(電気)

以下のア、イを満たす者であること。

ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

(イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 技術士(情報工学)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) 技術士(電気電子)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(ウ) RCCM(電気電子部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(エ) 1級電気通信工事施工管理技士の資格を有している者。

(オ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。

(カ) 発注者が上記(ア)～(オ)と同等であると認めた者。

(4) 担当技術者C(土木)は、下記のア、イを満たす者であること。

ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

- (ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。
- (イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

- (ア) 技術士（総合技術監理部門—建設又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (イ) RCCM（建設部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (ウ) 1級または2級土木施工管理技士の資格を有している者。
- (エ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。
- (オ) 発注者が上記(ア)～(オ)と同等であると認めた者。

(9) 担当技術者C（電気）は、下記のア、イを満たす者であること。

ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

- (ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。
- (イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

- (ア) 技術士（情報工学）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (イ) 技術士（電気電子）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (ウ) RCCM（電気電子部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (エ) 1級または2級電気通信工事施工管理技士の資格を有している者。
- (オ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。
- (カ) 発注者が上記(ア)～(オ)と同等であると認めた者。

10 成果品について

受注者は、業務の成果として以下の書類を提出するものとする。

- ア 業務履行報告書（毎月、完了）
- イ 業務報告書
- ウ 設計照査報告書
- エ その他調査職員が必要と認めるもの

1 1 適用基準

別紙適用基準一覧参照。

1 2 守秘義務について

本業務は「積算技術業務共通仕様書」の第 117 条を遵守すること。

1 3 著作権

本業務の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

1 4 その他

本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

1 5 業務内容の変更

次については、設計変更の対象とする。

- (1) 追加業務（協議による）
- (2) 調査職員と受注者が協議し、業務施工上必要があると認められるもの
- (3) 契約書に基づく事項

【別紙 適用基準】

受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。

なお、設計者が通信設備の基準を設定するに当たり、国際的な標準（IEC等）、規格（IEEE等）又は勧告（ITU-T等）を参照又は準拠する場合、その出典を明らかにさせること。

また、次の規格にないものは設計者と十分に協議することとし、独自仕様等によるものは、原則、次の規格と同等以上とし、調査設計等において仕様及び価格について明らかにさせること。

1 参考基準等

(1) 県の仕様書等

- ア 土木設計業務等共通仕様書
- イ 測量業務共通仕様書
- ウ 地質・土質調査業務共通仕様書
- エ 磁気探査実施要領
- オ 磁気探査積算基準
- カ 土木工事設計要領

- キ 土木工事標準積算基準書
- ク 土木工事標準積算基準（電気通信編・機械編）
- ケ 港湾請負工事積算基準
- コ 建築設計業務委託共通仕様書
- サ 建築設計業務委託特記仕様書
- シ 建築工事特記仕様書（建築・電気・機械）
- ス 建築工事積算基準
- セ 請負者提出関係書類（着手届など）・工事関係書類（工事打合せ簿など）・請負工事関係書類（監督員通知書など）
- ソ その他、関連基準及び規格等

(2) その他基準類

- ア 建築設計基準【国土交通省】
- イ 建築設備設計基準【国土交通省】
- ウ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）【国土交通省】
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）【国土交通省】
- オ 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）【国土交通省】
- カ 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書【国土交通省】
- キ 光ファイバーケーブル施工要領・同解説【建設電気技術協会】
- ク 電気通信設備工事共通仕様書【国土交通省】
- ケ 電気通信施設設計業務共通仕様書【国土交通省】
- コ 電気通信施設設計業務等積算基準書【国土交通省】
- サ 電気通信施設設計要領【国土交通省】
- シ 図面作成業務積算基準書【国土交通省】
- ス 全国標準積算資料 土質調査・地質調査【一般社団法人全国地質調査業協会連合会】
- セ 設計業務等標準積算基準書【一般財団法人 経済調査会】
- ソ 下水道用設計標準歩掛表【日本下水道協会】
- タ 建築設備工事共通仕様書【日本建築家協会】
- チ 建築工事共通仕様書【日本建築家協会】
- ツ 日本工業規格（JIS）
- テ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ト 日本電機工業規格（JEM）
- ナ 日本技術基準規格（JES）
- ニ 電子機械工業会規格（EIAJ）
- ヌ その他、関連基準及び規格等

2 関係法令及び規則の遵守

本事業に関わる法令等及び規則を遵守すること。